

米の流通安定化に向けた対策パッケージ

- 政府備蓄米は、これまで3回の入札で、合計31万トンを供給。5月以降も夏まで毎月入札を実施予定。
- しかしながら、売渡した政府備蓄米の流通が一部にとどまっていることもあり、スーパー店頭での米の平均価格は依然として高止まりしている状況。
- このため、スーパー等において、備蓄米を原料とした米が広く店頭に並ぶことにより、備蓄米放出の効果を多くの消費者が実感できるようにしつつ、米の供給の強化により、米の流通の安定化を図るため、以下の運用改善を行う。

1. 政府備蓄米の流通の円滑化

(1) 小売店主導の早期販売計画に基づく入札の優先枠の設定。

【新規】

10万トンのうち、

- ・ 集荷業者から直接、小売業者へ販売するもの2万トン（町のお米屋さん向けなど）
- ・ 集荷業者から卸・小売業者に販売するもの4万トン（スーパー向けなど）

(2) 地方・中小の小売店への供給のため、卸間売買の解禁（第3回入札から実施済み）

(3) 政府備蓄米の市場への供給の早急な拡大を関係者に文書で要請（4月30日）。政府備蓄米の大部分を買い入れた全農に対し、卸売業者等と連携し販売計画の前倒しを対面で強く要請（5月2日）。

2. 政府備蓄米も含めた供給の強化

(1) 5月以降、毎月（5，6，7月）実施する入札数量を10万トンと決定。

ただし、7月の入札数量については需給環境に大きな変化があれば変更。【新規】

(2) 買戻し条件付き売渡しに係る買戻しについては、これまで売り渡した備蓄米も含め、期限を原則1年以内から原則5年以内に延長。【新規】

(3) 7年産の主食用米の各産地の増産の状況をタイムリーに発信。（4月末現在、6月末の状況を取りまとめ、それぞれ翌月中に公表）

(4) 7年産米の備蓄米については、需給環境が大きく変化しなければ、その買入を当面中止するとともに、買戻しは行わない。【新規】

(5) 備蓄水準低下への懸念に対し、非常時には、食料供給困難事態法基本方針の考え方の下、政府備蓄米で対応してもなお国民が最低限度必要とする食料の供給が確保されない場合には、国が保有するミニマム・アクセス米を活用。

3. 消費者への丁寧な情報発信

引き続き毎週のスーパー店頭価格（POSデータ）を公表するとともに、政府備蓄米が原料として使われているものも含むブレンド米のシェアや平均価格、店頭価格の事例を併せて公表する。

また、備蓄米の売渡しの販売数量等の報告に併せて、集荷業者や卸売業者の各段階の経費・利益等を公表するなど情報発信を充実。【新規】